

【令和3年度】事業拡大・販路拡大支援事業 公募要領

1 事業の目的

新たな雇用の創出や安定した雇用を確保するため、経営の向上・安定化を図ることを目的に、事業拡大・販路拡大に向けた展示会や商談会など（以下「イベント等」という。）への出展の費用を補助します。

2 補助対象者

苫小牧市立地企業サポート事業補助金交付要綱第3条に規定する条件を満たすものとします。

なお、官公庁等から25%を超える出資を受けている企業・団体は対象外となります。

3 申請要件

申請にあたっては次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 申請時において、イベント等については開催されていないこと
- (2) イベント等については、第三者が主催するものであること
- (3) 令和4年3月31日までに事業が完了すること

<共同申請について>

複数事業主が共同で申請する場合、申請者及び交付先は、そのうちの代表企業1社とします。

4 補助対象経費

苫小牧市立地企業サポート事業補助金交付要綱第4条第2項別表（以下「別表」という。）によるものとします。

なお、別表のうち、その他事業に必要な経費に次のものは含みません。

- (1) パンフレットやノベルティ等の配布物
- (2) 必要以上に華やかな装飾や展示に要する費用

5 応募件数等

同一法人・事業者での申請は、1申請に限ります。

ただし、苫小牧市立地企業サポート事業の他事業との併用は可能です。

6 応募手続き等の概要

(1) 応募期間

受付開始 令和3年4月1日（木）

(2) 応募方法

苫小牧市産業経済部企業政策室港湾・企業振興課へ申請書を直接持参により提出してください。申請書は、苫小牧市立地企業サポート事業補助金交付要綱にて規定される様式を使用してください。

<申請書受付・問い合わせ窓口>

苫小牧市役所 7階港湾・企業振興課

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号 電話 0144-32-6438

各様式は苫小牧市公式ホームページ（港湾・企業振興課）に掲載されています。

URL : <http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kigyoritchi/>

※旧年度の様式は使用できません。最新の様式を使用してください。

(3) 採択方法

申請書等について、事業の要件を満たすか、目的に沿っているか等を確認し、申請書の提出時等にヒアリングを行います。

採択は、原則として先着順に交付決定し、予算がなくなり次第、募集を締め切ることがあります。

(4) 結果の通知

① 申請者に対して、結果を文書にて通知します。

② 採択となった場合には、企業名・代表者名、住所、業種、事業計画名、事業概要等をホームページ等で公表することがありますので、ご了承の上、応募ください。

(5) その他

対象と認められた経費について上限額まで補助します。ただし、予算の都合等により減額される場合があります。

7 その他

公募にあたって不明な点が生じた場合は、港湾・企業振興課へご相談ください。

事業拡大・販路拡大支援事業 Q & A

Q 1 対象となる展示会・商談会はどのようなものですか

企業同士の商談や企業向けのPRを目的として、令和4年3月31日までに開催されるもののうち、第三者が主体となって開催する商談会や展示会を対象とします。

なお、海外で開催されるものについては、経済産業省・農林水産省・日本貿易振興機構等、公的機関が関与するものに限りま

Q 2 既に出展申し込みをしたものについて申請は可能ですか

申請時に展示会や商談会等が開催されておらず、公募開始から令和4年3月31日までの間に事業が完了するものであれば、申請可能です。

Q 3 対象期間中に開催される展示会に出展予定ですが、まだ展示会の申込受付が開始されておりません。申請は可能ですか

可能です。ただし、申請時点で今後の開催予定等が確認できるものをご提出ください。また、もしも開催が中止された場合は、速やかに苫小牧市立地企業サポート事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を提出してください。

Q 4 企業が単独で行う商談は対象となりますか

第三者が行う展示会や商談会等の出展費用を補助するもので、企業単独による商談は対象となりません。また、企業複数社が独自に行う場合も同様に対象となりません。

Q 5 デパートの物産展などは対象となりますか

個人消費を目的とするイベントは対象としません。

企業を対象としたイベントであれば、開催場所がデパートであっても対象とします。

Q 6 複数回応募することは可能ですか

1企業1申請となります。ただし、立地企業サポート事業の他事業（職場環境改善事業及び人材確保支援事業）との併用は可能です。

※ 人材確保支援事業は、2回まで申請が可能です。（道外・道内・WEB 重複しないこと）

Q 7 共同申請は可能ですか。

可能です。この場合、申請者及び補助金受取企業は代表企業のみとなります。限度額は以下のとおりとなります。

- ① 道内で開催されるイベント等の場合 申請企業数×20万円
- ② 道外で開催されるイベント等の場合 申請企業数×30万円

Q 8 大企業ですが対象になりますか

会社の規模を問わず、対象となります。

Q 9 事業着手の基準は

イベント等においては、申請時にイベント自体が行われていないことが申請要件となります。

Q 10 効果の把握は必要ですか

必要です。事業の実施により、どのような効果があったかを事業実施年度を含み2年間に渡り報告していただきます。

Q 11 効果がなかった場合、補助金の返還が求められることはありますか

原則として、補助金の返還が求められることはありませんが、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、処分の制限や補助金の返還等が生じる場合があります。

事業中及び事業終了後においても、補助対象事業者は高い効果につながるよう努めてください。

Q 12 対象となる経費はどのようなものですか

- 会場借上げ費：小間代、負担金など。
- 展示装飾、設営費：装飾・設営、必要機器など
- 通訳料・外国語翻訳料：謝金、通訳料、翻訳料など
- 旅費（国内での交通費、宿泊費）
- コンサルティング料
- その他必要経費：展示品郵送料、アテンド費用、展示品製作費（ポスター等）など

を対象とし、パンフレット等配布物は対象外となります。

Q 1 3 旅費はどこまでが対象となりますか。

申請者の内規等に基づき、合理的な経路で積算された交通費、宿泊費などの国内旅費を2名分まで対象とします。対象金額に含める場合は、積算根拠として社内の旅費規定等を御提出ください。また、旅費に係る内規等がない場合はご相談ください。

Q 1 4 コンサルティング料とはなんですか。

効果的に出展するために、ブースのコンセプト作り等をコンサルティング会社等に依頼するための費用となります。

Q 1 5 展示会で自社製品のサンプルを配布する予定ですが、補助の対象となりますか

配布物（製品サンプル、ノベルティグッズ、ちらし・パンフレット、試食品等）については、対象外となります。